

2024年10月11日

各 位

会 社 名 ラクオリア創薬株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 武内 博文  
(コード番号：4579)  
問 合 せ 先 財務経理部長 杉山 英史  
(TEL. 052-446-6100)

## 従業員に対する譲渡制限株式ユニット付与制度に係る 新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年12月5日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 32,748株
(3) 発行価額	1株につき502円
(4) 発行価額の総額	16,439,496円
(5) 割当予定先	当社の従業員 49名 32,748株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年8月12日の取締役会において、当社の従業員に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象とする新たな制度として、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。本制度の概要については、以下に記載の＜本制度の概要＞に記載のとおりです。

本新株発行は、以下の表に記載する日に当社が本制度に基づき付与したRSU（以下「本RSU」といいます。）に従い、本日開催の当社取締役会決議に基づき行われるものです。

本RSUは、付与を受けた対象従業員が、下記表に記載する期間（以下「本算定期間」といいます。）に在職又は在籍すること等を条件として、当社が予め定める数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の交付を受ける権利であり、①その付与日から払込期日までの間の当該権利の譲渡その他処分制限、及び、②退職、非違行為その他当該権利の喪失事由が設定されています。

#### ＜本新株発行に係る期間等＞

本RSUの付与日	本算定期間
2021年8月12日	2021年10月1日から2024年9月30日まで

本新株発行は、本日の時点において、本RSUに基づく株式交付条件を満たす当社の従業員49名（以下「本対象従業員」といいます。）に対して行われ、当社は、本対象従業員に支給された金銭債権の現物出資と引換えに当社株式を交付します。なお、本新株発行により交付される当社株式それ自体には譲渡制限その他の負担制限はありません。

## <本制度の概要>

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が当社及び当社子会社の従業員に対し、3年間の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の間、当社又は当社子会社に在籍すること等を条件として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び当該株式の交付に伴う納税資金に充てるための金銭を、当該算定期間の満了に伴い交付する制度です。

### (2) 対象者

本制度の対象者は、当社の予め定める従業員（以下「対象従業員」といいます。）とします。

### (3) 株式の交付及び金銭の支給

当社は、算定期間の最終営業日において当社又は当社子会社の従業員の地位を有する対象従業員に対して、当社の取締役会の決議に基づき、当該対象従業員に対し発行又は処分をされる当社株式の数に当該株式の1株当たりの払込金額を乗じることにより算定された額の金銭債権を付与した上で、当該金銭債権の現物出資と引換えに当該株式の発行又は処分を行います。

なお、本制度により発行又は処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象従業員に特に有利とされない額とします。

また、当社株式の交付に伴う納税資金確保のため、当社は、株式交付分に係る金銭債権に加えて、金銭支給分として、対象従業員に金銭を支給いたします。

### (4) 対象従業員に交付される当社株式の上限数

本制度の対象従業員に交付される当社の普通株式の上限数は、各算定期間において150,000株とします。なお、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割等によって増減する場合は、併合・分割等の比率を乗じて当該上限数を調整します。

### (5) 本制度に基づく支給額の上限

当社が本制度に基づき対象従業員に支給する現物出資に供するための金銭債権及び金銭の合計額は、各算定期間において2千万円を上限といたします。

### (6) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合は、合理的に定める数の金銭等を交付します。

## 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき本対象従業員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年10月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である502円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上